

平成27年12月25日

人 事 院 事 務 総 長

女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて

本日、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されたところであり、今後、各府省において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて、更なる取組が進められていくこととなります。各府省において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組を推進するに当たっては、勤務環境の整備等を図りつつ、国家公務員制度の基本原則にのっとり職員の能力・実績に基づく任用を行う等、下記の事項に留意していただくようお願いいたします。人事院としては、引き続き、各府省の具体的取組が進むよう支援してまいります。

なお、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」について（平成23年1月14日人企-14）」は、廃止します。

記

1 採用・登用の拡大について

女性職員の採用・登用を拡大する際には、国家公務員法に定める平等取扱の

原則及び成績主義の原則にのっとり取組を進める。

(1) 採用の拡大について

各府省においては、性別にかかわらず採用を行い、採用時の配置について、男女で偏りがないう配慮することが必要である。

人事院及び各府省は、協力しつつ、有為の女性を公務に誘致するための多様で実効性のある啓発活動・人材確保活動を積極的に推進する。その際、多様な媒体を活用した情報発信の強化や広報資料の充実を図るとともに、対象に応じた効果的できめ細やかな活動を実施する。また、女性職員の活躍状況を示すなどして、各府省が女性職員の採用・登用の拡大に積極的に取り組んでいることも紹介する。このほか、人事院は、女性職員の採用の拡大に向けて必要な支援を行う。

(2) 登用の拡大について

各府省においては、女性職員の職域拡大、人事管理の柔軟化等を通じた女性職員の計画的育成を行っていくことが求められている。

人事院は、本府省や地方機関の管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大するため、本府省及び地方機関それぞれの女性職員を対象として、研修員間の相互啓発等による業務遂行能力の伸長やマネジメント能力開発・人的ネットワーク形成の機会の付与を図ることを目的とした研修などを実施する。このほか、女性職員の登用の拡大に向けた各府省の取組について必要な支援を行う。

2 勤務環境の整備等について

各府省においては、仕事と家庭の両立支援制度を活用するなど働きやすい勤務環境を整備することが重要である。

人事院は、両立支援のための必要な施策等の検討を進めるなど、男女問わず

働きやすい勤務環境の整備を図ることとする。さらに、女性職員も働きやすい勤務環境整備の一環として、本府省及び地方機関それぞれの管理職員を対象として、各職場における人事管理・人材育成に責任を有する管理職員を対象とする意識啓発のためのセミナーなどを実施する。

また、各府省は、女性職員の採用・登用に関し、性別によって差別的取扱い等を受けたとして職員から苦情を受けた場合には、適切に対応しなければならず、人事院も同様に苦情相談に応じる。

以 上